

東北地方太平洋沖地震被災地に寄港する船舶に対する 入港料及び係留施設使用料の免除について

東北地方太平洋沖地震の被災地に対する支援の一環として、救援物資等の搬出入のために東京港と被災地の港湾との間を航行する船舶に対し、東京港における入港料及び係留施設使用料を下記のとおり免除することになりましたのでお知らせします。

1 免除対象となる船舶

東京港から被災地の港湾へ向かう船舶、又は被災地の港湾から東京港に入港する船舶

(被災地の港湾)

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内に存する特定重要港湾、重要港湾並びに地方港湾（仙台塩釜港、八戸港、宮古港など計44港湾）

2 免除の内容

入港料及び係留施設使用料、いずれも免除

3 免除する期間

平成23年4月1日から平成23年9月30日まで

4 免除の手続方法

使用者からの申請により免除

5 参 考

- ・入出港隻数 約800隻
- ・入港料 約150万円
- ・係留施設使用料 約300万円

【平成21年度実績（5県合計）】

【問合せ先】

港湾局港湾経営部経営課

(電話) 03-5320-5556